

「ソフトウェアに関する会計処理について（通知）」に関する実務指針

平成 21 年 1 月 14 日
改正 平成 26 年 7 月 29 日
日本公認会計士協会

目 次

はじめに	1
会計処理	1
1 - 1 将来の収入獲得又は支出削減が確実であると認められる場合	1
1 - 2 事務用ソフトウェアを経費処理した場合	1
1 - 3 学内制作したソフトウェアの処理	1
1 - 4 教育研究と販売の両方の利用目的があるソフトウェアの会計処理	2
1 - 5 コンピュータの購入に伴い取得した基本ソフトウェアの会計処理	2
1 - 6 コンテンツを購入した場合の会計処理	2
1 - 7 機器備品等に組み込まれているソフトウェア	2
1 - 8 ソフトウェアを除却した場合の会計処理	3
1 - 9 ソフトウェアと少額重要資産の考え方	3
1 - 10 ソフトウェアをグループ償却することの適否	3
1 - 11 バージョンアップが行われた場合の会計処理	3
1 - 12 ソフトウェアの保守料を支払った場合の会計処理	3
表示	4
2 - 1 表示科目	4
2 - 2 固定資産明細表への記載	4
その他	4
3 - 1 「購入等」の考え方	4
3 - 2 リース通知とソフト通知の適用関係	4
適用	5

はじめに

学校法人の教育研究活動や管理運営活動において、ソフトウェアの果たす役割が重要性を増していることを踏まえ、文部科学省から「ソフトウェアに関する会計処理について(通知)」(20高私参第3号、以下「通知」という。)が平成20年9月11日付けで発出された。当該通知を受け、日本公認会計士協会は、通知を実務に適用するに当たっての具体的な指針を学校法人委員会報告第42号「ソフトウェアに関する会計処理について(通知)」に関する実務指針(平成21年1月14日)として取りまとめた。

その後、平成25年の学校法人会計基準(昭和46年4月1日文部省令第18号)の改正に伴う見直しを行った。

会計処理

1-1 将来の収入獲得又は支出削減が確実であると認められる場合

Q 通知の3(1)では、「ソフトウェアについては、その利用により将来の収入獲得又は支出削減が確実であると認められる場合には当該ソフトウェアの取得に要した支出に相当する額を資産として計上し、それ以外の場合には経費として処理する。」としていますが、「将来の収入獲得」が確実、「支出削減」が確実とは、具体的にはどのように判断すべきですか。

A 将来の収入獲得又は支出削減が確実であると認められる状況は、利用の実態により様々であると考えられる。

将来の収入獲得が確実であると認められる場合とは、例えば、ソフトウェアの機能を学生生徒等に提供することによって学生生徒等から利用料を徴収する場合、インターネット予約システムを導入し予約増による施設設備利用料等の収入増が確実に認められる場合、学校法人が制作したソフトウェアを外部に販売する場合などが該当すると考えられる。

一方、将来の支出削減が確実であると認められる場合とは、例えば、学籍管理、履修登録、成績管理、人事管理・給与計算又は会計処理などのソフトウェアの導入により、業務が効率化し、利用する前に比べ人件費、経費の削減効果が確実に見込まれる場合が該当すると考えられる。

判断に当たっては、ソフトウェアを利用している実態を十分に把握して、資産計上の要件を満たしているか否かについて検討する必要がある。

1-2 事務用ソフトウェアを経費処理した場合

Q 通知の3(1)では、「学校法人において利用されるソフトウェアには、教育研究の質的向上等の目的で利用される教育研究用ソフトウェアと学校法人の効率的な運営等に資する目的で利用される事務用ソフトウェアがある。」としていますが、事務用ソフトウェアを経費処理した場合、管理経費になるのでしょうか。

A 事務用ソフトウェアには教育研究用に使用するものと管理用に使用するものが考えられ、経費処理する場合であっても、必ずしも管理経費にはならず、教育研究経費になる場合と管理経費になる場合がある。

1-3 学内制作したソフトウェアの処理

Q ソフトウェアを学内制作する場合、資産計上する費用の範囲や集計すべき期間を教えてください。

A ソフトウェアの制作開始時においては、ソフトウェアの利用者が要求する機能を発揮するソフトウェアが完成し、かつ、実際の業務での使用に耐えられるかについて、確実に判断することには困難を伴うことが考えられる。したがって、将来の収入獲得又は支出削減が確実であると認められる状況になったとき、ソフトウェア仮勘定などの資産科目への計

上を開始する。このソフトウェア仮勘定などへの集計開始時点は、将来の収入獲得又は支出削減が確実であることを立証できる証憑に基づいて決定する。そのような証憑としては、例えば、ソフトウェアの制作が承認された稟議書又はソフトウェアの制作のための経費を集計するための制作番号を記入した管理台帳等が考えられる。なお、将来の収入獲得又は支出削減が確実であると認められた時点から過去に遡って、ソフトウェアの制作のための経費を資産計上することは認められない。

また、ソフトウェア仮勘定などへの費用の集計は、実質的にソフトウェアの制作作業が完了したと認められる状況になったときまでであり、制作作業が完了したことを立証できる証憑に基づいて決定する。そのような証憑としては、例えば、ソフトウェア作業完了報告書、最終テスト報告書等が考えられる。

集計する経費の範囲については、資産計上開始時から終了時までの人件費、教育研究経費及び管理経費であり、データコンバート費用、トレーニング費用は集計しない。

なお、財務分析等に当たっては、ソフトウェア勘定に人件費及び経費等が含まれていることに留意されたい。

1 - 4 教育研究と販売の両方の利用目的があるソフトウェアの会計処理

Q 教育と販売の両方の目的があるソフトウェアの会計処理はどうなりますか。

A ソフトウェアを資産計上する要件は、「将来の収入獲得又は支出削減が確実」な場合である。このため、教育研究又は販売のいずれかの目的について、上記要件を満たすと判断される場合には、ソフトウェア原価相当額を目的に応じて按分することなく、総額が資産計上されることになる。

毎年度の減価償却額については、適切な配分基準により教育目的部分は教育研究経費とし、販売目的部分は管理経費に計上することになる。

1 - 5 コンピュータの購入に伴い取得した基本ソフトウェアの会計処理

Q コンピュータの購入に伴い取得した基本ソフトウェアの会計処理はどのようにするのですか。

A コンピュータのハード本体は基本ソフトウェアがあって初めて動作を行うことが可能となるので、基本ソフトウェアを購入時において明確に区分できるかどうかを問わず、当該コンピュータのハード本体に含めて処理することになる。

すなわち、ハード本体と基本ソフトウェアを一体として学校法人の採用する固定資産の計上基準により判定し、機器備品に計上するか、経費処理する。

1 - 6 コンテンツを購入した場合の会計処理

Q コンテンツを購入した場合、どのように会計処理するのですか。

A ソフトウェアがコンピュータに一定の仕事を行わせるプログラム等であるのに対し、コンテンツはその処理対象となる情報の内容である。コンテンツの例としては、データベースソフトウェアが処理対象とするデータや、映像・音楽データ等を掲げることができる。

したがって、コンテンツは、図書と類似の役割を有するものと考えられるので、利用の態様に従い、図書に準じて処理する。

1 - 7 機器備品等に組み込まれているソフトウェア

Q 通知3(2)では、機器備品等に組み込まれているソフトウェアは、「原則として両者を区分せず、当該機器備品等に含めて処理する。」とされていますが、購入時にインストールされている基本ソフトウェアだけでしょうか、購入後にインストールするものも含むのでしょうか。

A 機器備品等の購入時に既に組み込まれている基本ソフトウェアは、両者が別個では機能せず一体として初めて機能するものであり、両者を区分せず機器備品等に含めて処理する。購入後にインストールした場合も同様である。

なお、組み込み済みの応用ソフトウェアについては、ハード部分とソフト部分を明確に区分することができない場合には、両者を区分せず機器備品等に含めて処理する。これに対して、購入後にインストールした応用ソフトウェアは機器本体とは明らかに区分できるものであり、機器備品等に含めての処理は行わない。

1 - 8 ソフトウェアを除却した場合の会計処理

Q ソフトウェアを除却した場合の会計処理はどのようにすればよいのですか。

A ソフトウェアを償却途中で除却した場合の会計処理は、有形固定資産を除却した場合と同様に、未償却残高を事業活動支出として処理することとなる。この場合、計算書類には、大科目「資産処分差額」に「ソフトウェア処分差額」等の小科目を設けて表示することが適当である。

1 - 9 ソフトウェアと少額重要資産の考え方

Q ソフトウェアについても、少額重要資産の考え方は適用されるのでしょうか。

A 個々には少額なソフトウェアであっても、将来の収入獲得又は支出削減効果が確実に認められ、かつ、少額重要資産すなわち「学校法人の性質上基本的に重要なもので、その目的遂行上常時相当多額に保有していることが必要とされる資産」に該当するものであれば、少額重要資産として取り扱うこととなる。

1 - 10 ソフトウェアをグループ償却することの適否

Q ソフトウェアについてもグループ償却を行うことは可能でしょうか。

A 事務手続の簡素化のため、ソフトウェアの減価償却についても、取得年度ごとに同一耐用年数のものをグループ化し、一括して毎会計年度償却をし、耐用年数の最終年度に一括除却処理を行うグループ償却の方法によることができる。

1 - 11 バージョンアップが行われた場合の会計処理

Q 現在使用しているソフトウェアについて、バージョンアップが行われた場合、どのように会計処理すべきですか。

A ソフトウェアのバージョンアップは機能維持活動とは明確に区分され、大きく次の2種類に分けられる。

仕様の大部分を作り直す大幅なバージョンアップ

既存の製品に機能を追加する又は操作性を向上するなど、それほど大幅ではないバージョンアップ

、のいずれも、新規のソフトウェアの購入等と同様に、将来の収入獲得又は支出削減が確実に認められる場合には資産として計上し、それ以外の場合には経費として処理する。なお、現在使用しているソフトウェアが資産計上されていない場合であっても、バージョンアップ後のソフトウェアによって将来の収入獲得又は支出削減が確実に認められる場合には、これに要した支出は資産計上されることになる。

1 - 12 ソフトウェアの保守料を支払った場合の会計処理

Q ソフトウェアの保守料を支払った場合、どのように会計処理をすべきですか。

A ソフトウェアの保守は、ソフトウェアの設置や稼働確認作業及び操作指導など一定期間のサービスであり、保守料はそのサービスの対価と考えられる。

したがって、当該ソフトウェアの保守料は、時の経過とともに経費処理する。

表示

2 - 1 表示科目

Q 通知4では、ソフトウェアを資産計上する場合には、「ソフトウェア」等の適切な科目を設けて処理することとされているため、従来は「教育研究用ソフトウェア」と「その他のソフトウェア」に分類して表示していましたが、平成25年に改正された学校法人会計基準の様式に「ソフトウェア」という小科目が明示されたことに伴い、科目を集約すべきですか。

A 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができるとされており、従来どおり分類して表示し、「その他のソフトウェア」としていたものを、有形固定資産の科目にある「管理用機器備品」と平仄を合わせ、「管理用ソフトウェア」として表示することも差し支えない。

2 - 2 固定資産明細表への記載

Q ソフトウェアの固定資産明細表への記載はどうなるのでしょうか。

A 次のように「その他の固定資産」の小科目として記載することとなる。

科 目		期首残高	当期増加額	当期 減少額	期末残高	減価償却額の 累計額	差引期末 残高
有形 固定 資産							
	計	30,000,000	1,200,000	0	31,200,000	20,240,000	10,960,000
固定 資産 その 他の	ソフトウェア	500,000	0	0	500,000	200,000	300,000
	計	500,000	0	0	500,000	200,000	300,000
合計		30,500,000	1,200,000	0	31,700,000	20,440,000	11,260,000

その他

3 - 1 「購入等」の考え方

Q 通知による取扱いは、平成21年4月1日以降に購入等されるソフトウェアについて適用するとされていますが、購入等にはどのようなものが該当するのでしょうか。

A 購入等には、購入のほかに、リース契約による取得、学内制作が考えられる。

なお、リース契約による取得の場合、リース取引開始日が平成21年4月1日以降のリース取引から適用される。

また、学内制作の場合には平成21年4月1日以降に制作が終了し利用を開始したソフトウェアから適用されることになる。

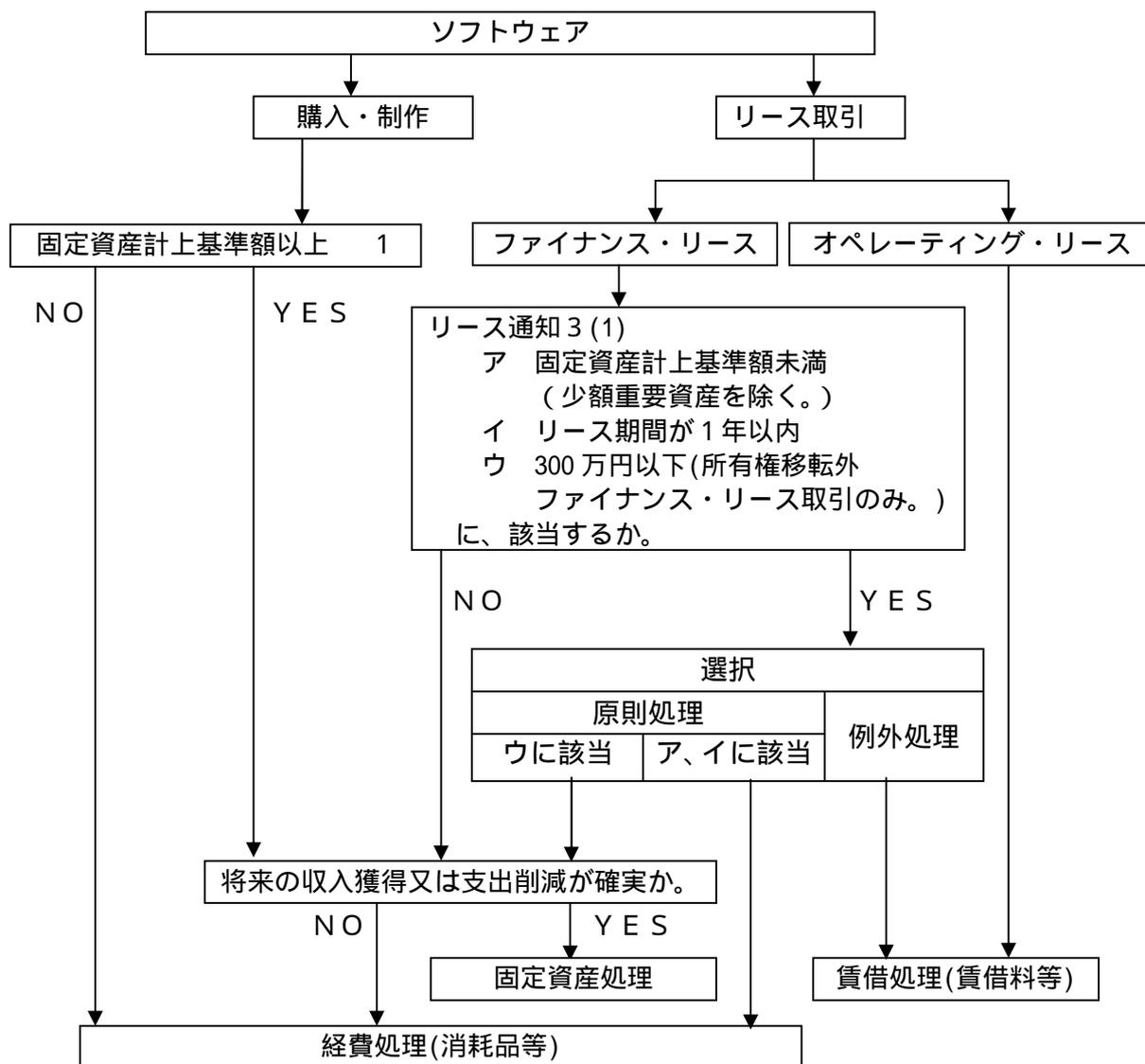
3 - 2 リース通知とソフト通知の適用関係

Q ソフトウェアをリース取引により取得した場合、「リース取引に関する会計処理について(通知)」(平成20年9月11日 20高私参第2号)と通知の適用関係はどのようになるのですか。

A 通知3(5)によれば、ソフトウェアについてファイナンス・リース取引をした場合、「リース取引に関する会計処理について(通知)」(平成20年9月11日 20高私参第2号)の3(1) アからウまでに該当する場合を除き、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行い、その会計処理について当通知を適用することとされている。

したがって、リース物件がソフトウェアであっても、リース取引通知の3(1) アからウに該当し、通常の賃貸借取引に準じた会計処理をする方法を選択した場合には、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うこととなる。

なお、ソフトウェアについての両通知の適用関係をフローチャートで示せば次のとおりである。



1 少額重要資産の判定を含む。

適用

1 .本報告は、平成21年4月1日以降に購入等されるソフトウェアについて適用する。なお、

平成 21 年 3 月 31 日以前に購入等するソフトウェアについては、従来どおりの取扱いとする。

2. 「学校法人委員会報告第 42 号「ソフトウェアに関する会計処理について（通知）」に関する実務指針」の改正について」（平成 26 年 7 月 29 日）は、平成 27 年 4 月 1 日以降（知事所轄法人については平成 28 年 4 月 1 日以降）適用する。なお、平成 27 年 3 月 31 日以前（知事所轄法人については平成 28 年 3 月 31 日以前）は、従来どおり「学校法人委員会報告第 42 号「ソフトウェアに関する会計処理について（通知）」に関する実務指針」（平成 21 年 1 月 14 日）を適用する。

以 上